

一般社団法人熊本県警備業協会の入会及び会費等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人熊本県警備業協会定款（以下「定款」という）第7条及び第8条の規程に基づき、入会の手続き、入会金及び会費について必要な事項を定めることを目的とする。

(入会手続き)

第2条 定款第6条の正会員又は賛助会員になろうとする者は、別記様式第1号の入会申込書を会長に提出するものとする。この場合、正会員については、警備業法第4条による認定証の写し、又は同法第9条の規程による届出書の写し、及び会社経歴書、正会員2社の推薦書を添付しなければならない。

(入会金)

第3条 定款第8条の入会金は、100,000円とする。

2 前項の入会金は、入会するとき本会指定の銀行口座に振り込むものとする。

(会費)

第4条 定款第8条の会費は、年度会費とし、その額は次のとおりとする。

(1) 正会員

当該暦年度の警備員数を基礎とし、別表1の一般社団法人熊本県警備業協会会費算定表のとおりとする。

(2) 賛助会員

ア 個人	1口	10,000円
イ 団体又は法人	1口	50,000円

2 前項の会費は、正会員にあつては、月額相当額を2期に分割して、前期は9月末日、後期は3月末日までにそれぞれ本会指定の銀行口座に振り込まなければならない。ただし、正会員の会費は、必要がある場合は、別途徴収することができる。

3 第1項第1号に掲げる警備員数は、正会員の自主申告によるものとする。

4 正会員は、毎年11月末日の警備員数を様式第2号により、12月末日までに会長に申告しなければならない。

(会費納入の特例)

第5条 年度途中で新たに正会員となった者の当該年度の会費は、前条第1項の規程にかかわらず、正会員となった月以降の月数に応じて入会時に納入するものとする。

(変更届出)

第6条 会員は、次の事項に変更があつたときは、速やかに変更届出書（様式第3号）を会長に提出するものとする。

- (1) 会社の名称
- (2) 会社の所在地
- (3) 代表者の住所、氏名、生年月日

(退会届)

第7条 定款第9条の規程により退会しようとする者は、別記様式第4号の退会届出書を会長に提出しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、設立許可のあった日（昭和63年10月1日）から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 平成6年6月8日 一部改正。
- 3 平成25年4月1日 一部改正
- 4 平成27年4月1日 一部改正

別表1

ランク	警備員数	月 額 (円)	半 年 額 (円)
A	50人以上	30,000	180,000
B	30人～ 49人	24,000	144,000
C	11人～ 29人	18,000	108,000
D	10人以下	12,000	72,000
※ 会費は期別にかかわらず前納することができる。 ※ 警備員数のうち臨時の警備員は、その60%を計上する。			

平成 年 月 日

一般社団法人熊本県警備業協会長 殿

所在地

名 称

代表者

⑩

入 会 申 込 書

一般社団法人熊本県警備業協会定款第7条の規定に基づき、貴協会へ入会の
申込みを致します。

平成 年 月 日

一般社団法人熊本県警備業協会長 殿

会社名

代表者

㊞

警備員数申告書

一般社団法人熊本県警備業協会の入会及び会費等に関する規程第4条第3項の規定により平成 年 月末日現在の警備員数を次のとおり申告します。

記

警備員	常用	名	計	名
	臨時	名		

※警備員数は実数でご記入願います。

以上

平成 年 月 日

一般社団法人熊本県警備業協会長 殿

推 薦 書

一般社団法人熊本県警備業協会定款第7条に基づき、下記の警備会社を加盟会員として、
入会することについて推薦します。

記

被推薦会社

㊞

推薦会社

㊞

平成 年 月 日

一般社団法人
熊本県警備業会長 殿

所在地
名 称
代表者

印

変 更 届 出 書

下記のとおり変更がありましたのでお届けします。

記

変 更 年 月 日	平成 年 月 日
変 更 事 項	
旧	
新	

平成 年 月 日

一般社団法人熊本県警備業協会 会長 殿

所在地

名 称

代表者

⑩

退会届出書

当社は、この度都合により貴協会の退会をお届け致します。